

2026年2月16日
みずほ信託銀行株式会社

買集め行為に該当する株式取得についてのお知らせ

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長： 笹田 賢一)は、ナイス株式会社(以下、「同社」という。)を委託者とする株式給付信託(従業員持株会処分型)(以下、「本信託」という。)の受託にあたり、下記のとおり、同社が保有する自己株式の第三者割当を受けることにより同社普通株式を取得することを決定しました(注1)。

本株式取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり(注2)、金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為に該当することとなりますので、お知らせします。

(注1)詳細は、2026年2月13日付の同社リリース「「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入(詳細決定)及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

(注2)株式給付信託(従業員持株会処分型)は、商品のスキーム上、同社従業員持株会会員の意見を反映した同社従業員持株会による議決権行使の状況を反映して議決権を行使します。

記

銘柄コード	8089
銘柄名	ナイス株式会社
取得日	2026年3月16日(月)
取得株式数	629,800株
取得議決権数	6,298個
総株主の議決権の数に対する割合	5.16%(注3)

(注3)2025年9月30日現在の議決権総数に、2026年3月16日に実施予定の同社自己株式の第三者割当による議決権数の増加分を含めて計算しています。

以上